

< 新規においてはすべて入力、更新においてはメールアドレスや担当者情報以外は入力内容を確認するのみです。 >

様式第6号（第9条の2関係）

記載例

(第1面)

【事業者情報に登録】

メールアドレスが記載されていればメールアドレスも入力

産業廃棄物収集運搬業許可申請書

令和 年 月 日

栃木県知事 様

【事業者情報に登録】

1 押印された受付印の日付により受付年月日を入力

- 積替え保管を「含む」又は「除く」の記載
- 取り扱う産業廃棄物の種類については、(産廃別表)を使用して記載すると簡便です。

1

申請者
〒 320-8501
住所 栃木県宇都宮市塙田1丁目1番20号
氏名 栃木県庁運送 株式会社
代表取締役 栃木 太郎
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 028(623)3154
FAX 028(623)3113

登記事項証明書の記載どおりに記入

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の規定により、産業廃棄物収集運搬業の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添付して申請します。

2

事業の範囲(取り扱う産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。)及び積替え又は保管を行うかどうかを明らかにすること。)

- *積替えを除く
- *取り扱う産業廃棄物の種類: 別表のとおり

【事業者情報に登録】

2 行政書士や担当者情報が記載されていれば入力

事務所及び事業場の所在地

事務所 栃木県宇都宮市塙田1丁目1番20号
【事業場情報に登録】
電話番号 028(623)3154
事業場 栃木県宇都宮市塙田1丁目100番地、101番地
*駐車場の地番全てを記入
電話番号 028(623)3107

事業の用に供する施設の種類及び数量

- *運搬車両〇台
- *フレコンバッグ〇袋
- *蓋つきドラム缶〇本
- *オープンドラム缶〇本
- *車両と運搬容器について記入

車種ごとに区分せず
合計台数の記載で可

積替え又は保管を行う場合には、積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。)、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

なし

※ 事務処理欄

(第2面)

宇都宮市の許可を有する場合は、申請時点で有効な宇都宮市の許可証の写しを必ず添付

既に処理業の許可(他の都道府県のものを含む。)を有している場合はその許可番号(申請中の場合には、申請年月日)	都道府県・市区名	許可番号(申請中の場合は)
	茨城県	00800*****
	群馬県	01000*****
	宇都宮市	08410*****
	埼玉県	申請中(令和〇〇年〇月〇日申請)

申請者(個人である場合)

(ふりがな)氏名	生年月日	本籍 住所(ふりがな)

申請中の場合には申請年月日を記入

(法人である場合)

(ふりがな)名称	(ふりがな)住所
栃木県庁運送株式会社	栃木県宇都宮市塙田1丁目1番20号

登記事項証明書の記載どおりに記入

法定代理人(申請者が法第14条第5項第2号ハに規定する未成年者である場合)

(個人である場合)

(ふりがな)氏名	生年月日	本籍 住所

(法人である場合)

(ふりがな)名称	住所

役員(法定代理人が法人である場合)

(ふりがな)氏名	生年月日 役職名・呼称	本籍 住所

住民票の記載どおりに記入

(正)宇都宮市塙田1丁目1番20号

(誤)宇都宮市塙田1-1-20

役員(申請者が法人である場合)

(ふりがな)氏名	生年月日 役職名・呼称	本籍 住所
とちぎ たるう 栃木 太郎	昭和35年2月29日 代表取締役	栃木県宇都宮市塙田1丁目1番20号 栃木県宇都宮市塙田1丁目1番20号
とちぎ じろう 栃木 次郎	昭和37年1月1日 取締役	岡山県岡山市岡山町2番地 栃木県足利市真砂町1番地1
とちぎ はなこ 栃木 花子	昭和38年12月31日 取締役	栃木県宇都宮市塙田1丁目1番20号 栃木県宇都宮市塙田1丁目1番20号
とちぎ さぶろう 栃木 三郎	昭和33年3月3日 監査役	高知県四万十市四万十町3番地 東京都新宿区市谷4444番地4

【役員情報に登録】

発行済株式総数の 100 分の 5 以上の株式を有する株主又は出資の額の 100 分の 5 以上の額に相当する出資をしている者（申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者がいるとき）

発行済株式の総数	1, 000 株		出資の額	1, 000万円
(ふりがな) 氏名又は名称	生年月日	保有する株式の数 又は出資の金額 割合	本 住	籍 所
とちぎ たろう 栃木 太郎	昭和 35 年 2 月 29 日	500 株 50%	栃木県宇都宮市塙田 1 丁目 1 番 20 号 栃木県宇都宮市塙田 1 丁目 1 番 20 号	
あんそく たまき 安足 環	昭和 55 年 5 月 5 日	300 株 30%	栃木県足利市真砂町 1 番地 1 青森県青森市青森町 5 5 5 5 番地 5	
かぶしきがいしゃ 株式会社 あんそくしょうかい 安足商会	代表取締役 〇〇〇〇	200 株 20%	栃木県宇都宮市塙田 4 丁目 1 番地	
	法人にあつては、登記事項証明書 記載の代表者名を記入		法人にあつては、住所を登記事項証明書の 記載どおりに記入	

令第 6 条の 10 に規定する使用人（申請者に当該使用人がある場合）

(ふりがな) 氏名	生年月日	役職名・呼称	本 住	籍 所

廃棄物処理法施行令第 6 条の 10 に規定する使用人がある場合に記入

【役員情報に登録】

備考

- ※欄は記入しないこと。
- 「法定代理人」の欄から「令第 6 条の 10 に規定する使用人」までの各欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
- 「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準じる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。
- 都道府県知事が定める部数を提出すること。

※手数料欄

* 栃木県収入証紙は受付時に貼付してください。
(郵送による申請の場合は、申請書第 1 面の裏面に貼付してください。)

〔収運業〕（産廃別表）

産業廃棄物収集運搬業における事業の範囲

No.	取り扱う産業廃棄物の種類	取扱いの有無	石綿含有産業廃棄物	水銀使用製品産業廃棄物	水銀含有ばいじん等
1	燃え殻		/	/	
2	汚泥		/	/	
3	廃油		/	/	/
4	廃酸		/	/	
5	廃アルカリ		/	/	
6	廃プラスチック類	○	○	○	/
7	紙くず	○	/	/	/
8	木くず	○	/	/	/
9	繊維くず	○	/	/	/
10	動植物性残さ		/	/	/
11	動物系固形不要物		/	/	/
12	ゴムくず	○	/	/	/
13	金属くず	○	/	○	/
14	ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず	○	○	○	/
15	銧さい		/	/	
16	がれき類	○	○	/	/
17	動物のふん尿		/	/	/
18	動物の死体		/	/	/
19	ばいじん		/	/	/
20	政令第13号廃棄物		/	/	/

《記載方法》

【新規申請・更新申請の場合】

- ・取り扱う産業廃棄物の種類について、「取扱いの有無」欄に○印を付けてください。
- ・石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等を取り扱う場合には、該当箇所に○印を付けてください。

【変更許可申請の場合】

- ・「取扱いの有無」欄に、既に許可を取得している産業廃棄物には◎印を付け、今回の申請で追加するものに○印を付けてください。
- ・石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等についても同様に、既に許可を取得しているものに◎印を、今回の申請で追加するものに○印を付けてください。

（注）斜線になっている産業廃棄物の取扱いがある場合には、具体的な製品名、排出事業場等について、『様式第6号の2（第1面）事業計画の概要を記載した書類』の「2. 取り扱う産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）の種類及び運搬量等」欄に記載してください。

（内容を説明する書類等の提出を求める場合があります。）

【事業範囲情報に登録】

〔収運業〕様式第6号の2（第1面）

事業計画の概要を記載した書類

1. 事業の全体計画（変更許可申請時には変更部分を明確にして記載すること）

現在、当社は貨物運送業を営んでおりますが、顧客からの要望により産業廃棄物の収集運搬事業を行いたく、今回許可の申請をいたします。

収集運搬事業に当たっては廃棄物処理法以下関連法令を遵守し、顧客から指定された運搬先まで産業廃棄物の運搬を行います。

2. 取り扱う産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）の種類及び運搬量等

	(特別管理) 産業廃棄物の種類	運搬量 (t/月又はm ³ /月)	性状	予定排出事業場の名称及び所在地	積替え又は保管を行う場合には積替え又は保管場所の所在地	予定運搬先の名称及び所在地 (処分場の名称及び所在地)
1	燃え殻	5t/月	粉体	〇〇工業(株) 栃木県宇都宮市〇〇	なし	(有)〇〇商事 栃木県宇都宮市〇〇
2	廃油	10m ³ /月	液状	〇〇工業(株) 栃木県宇都宮市〇〇	なし	〇〇商事 栃木県宇都宮市〇〇
3	廃酸	5m ³ /月	液状	〇〇工業(株) 栃木県宇都宮市〇〇	なし	〇〇商事 栃木県宇都宮市〇〇
4	廃アルカリ	5m ³ /月	固形	〇〇建設 栃木県足利市〇〇〇 (栃木県内の建設現場)	なし	〇〇環境(株) 栃木県下野市〇〇〇
5	廃プラスチック類	15m ³ /月	固形	〇〇建設 栃木県足利市〇〇〇 (栃木県内の建設現場)	なし	(株)〇〇建設 栃木県那須塩原市〇〇
6	紙くず	5t/月	固形	(有)〇〇建設 栃木県足利市〇〇〇 (栃木県内の建設現場)	なし	〇〇商事 栃木県那須塩原市〇〇
7	木くず	10t/月	固形	(有)〇〇建設 栃木県足利市〇〇〇 (栃木県内の建設現場)	なし	〇〇商事 栃木県那須塩原市〇〇
8	繊維くず	5t/月	固形	(有)〇〇建設 栃木県足利市〇〇〇 (栃木県内の建設現場)	なし	〇〇商事 栃木県那須塩原市〇〇〇

排出事業場と運搬先的一方又は両方が「栃木県内の市町」となります。

紙くず、木くず、繊維くず等は排出事業場の業種が限定されています。

具体的な処分業者等の名称及び施設所在地(番地まで)を記載

具体的な排出事業場(代表的なもの1つで可)の名称及び所在地(番地まで)を記載。
具体的な排出事業場が未定の場合は、例えば「建設業者(栃木県内の建設現場)」といった記載も可。

備考 ① 取り扱う(特別管理)産業廃棄物の種類ごとに記載すること。
② 石綿含有産業廃棄物、水銀含有ばいじん等、水銀使用製品産業廃棄物を含むものについては、その旨を明記し、予定運搬先については、各運搬先を記載すること。

〔収運業〕様式第6号の2（第1面）（続き）

2. 取り扱う産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）の種類及び運搬量等

	(特別管理)産業廃棄物の種類	運搬量 (t/月又はm ³ /月)	性状	予定排出事業場の名称及び所在地	積替え又は保管を行う場合には積替え又は保管場所の所在地	予定運搬先の名称及び所在地（処分場の名称及び所在地）
9	ゴムくず	5t/月	固形	〇〇工業(株) 栃木県足利市〇〇	なし	〇〇環境(株) 栃木県下野市〇〇
10	金属くず	10t/月	固形	〇〇工業(株) 栃木県宇都宮市〇〇	なし	(株)〇〇建設 栃木県那須塩原市〇〇
11	ガラスくず, コンクリートくず及び陶磁器くず	2t/月	固形	(有)〇〇建設 栃木県足利市〇〇〇 (栃木県内の建設現場)	なし	(有)〇〇商事 栃木県宇都宮市〇〇
12	鉱さい	2t/月	固形	〇〇工業(株) 栃木県宇都宮市〇〇	なし	〇〇環境(株) 栃木県下野市〇〇
13	がれき類	20t/月	固形	(有)〇〇建設 栃木県足利市〇〇〇 (栃木県内の建設現場)	なし	(株)〇〇建設 栃木県那須塩原市〇〇〇
14	ばいじん	1t/月	粉体	〇〇工業(株) 栃木県宇都宮市〇〇	なし	(有)〇〇商事 栃木県宇都宮市〇〇
15	がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む）	0.5t/月	固形	(有)〇〇建設 栃木県足利市〇〇〇 (栃木県内の建設現場)	なし	(株)〇〇〇 栃木県〇〇市〇〇
16	廃プラスチック類（水銀使用製品産業廃棄物を含む）	0.5t/月	固形	(有)〇〇建設 栃木県足利市〇〇〇 (栃木県内の建設現場)	なし	(株)〇〇〇 〇〇県〇〇市〇〇
17	金属くず（水銀使用製品産業廃棄物を含む）	0.5t/月	固形	(有)〇〇建設 栃木県足利市〇〇〇 (栃木県内の建設現場)	なし	(株)〇〇〇 〇〇県〇〇市〇〇
18	ガラスくず, コンクリートくず及び陶磁器くず（水銀使用製品産業廃棄物を含む）	0.5t/月	固形	(有)〇〇建設 栃木県足利市〇〇〇 (栃木県内の建設現場)	なし	(株)〇〇〇 〇〇県〇〇市〇〇
19	燃え殻（水銀含有ばいじん等を含む）	0.5t/月	固形	〇〇工業(株) 栃木県宇都宮市〇〇	なし	(株)〇〇〇 〇〇県〇〇市〇〇
20						

〔収運業〕様式第6号の2（第2面）

3. 運搬施設の概要					
(1) 運搬車両一覧					
	車両の形状	自動車登録番号 又は車両番号	最大積載量 (Kg)	所有者又は使用者	備考
1	キャブオーバ	とちぎ 100 お ****	10,100	栃木県庁運送(株)	新規・継続・廃止
2	ダンプ	とちぎ 400 し ****	9,000	新規許可申請の場合は「新規」、 更新・変更許可申請の場合は 「継続」を○で囲む	廃止
3	脱着装置付 コンテナ専用車	栃木 400 へ ****	9,300		継続・廃止
4	タンク車	とちぎ 800 ん ****	7,000		栃木県庁運送(株)
5	トラクタ	宇都宮 100 お ****	5,000	栃木県庁運送(株)	新規・継続・廃止
6	セミトレーラ	宇都宮 100 へ ****	12,000	栃木太郎	新規・継続・廃止
7					継続・廃止
8					継続・廃止
9					新規・継続・廃止
10					新規・継続・廃止
事務所の所在地	栃木県宇都宮市塙田1丁目1番地20号				
駐車場の所在地	栃木県宇都宮市塙田1丁目100番地、101番地 *全ての地番を記入 ※付近の見取図を添付すること。				
(2) その他の運搬施設の概要					
運搬容器等の名称	用途	容量		備考	
フレコンバッグ	燃え殻、ばいじん、鉱さいの 運搬に使用	1m ³		○袋	
蓋つきドラム缶	廃油、廃酸、廃アルカリの運搬に使用	200リットル		○本、耐腐食仕様	
オープンドラム缶	廃プラスチック類(水銀使用製品産業廃棄物を含む)、金属くず(水銀使用製品産業廃棄物を含む)、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず(水銀使用製品産業廃棄物を含む)、燃え殻(水銀含有ばいじん等を含む)の運搬に使用	200リットル		○本	

車検証の「車体の形状」欄の記載どおりに記入

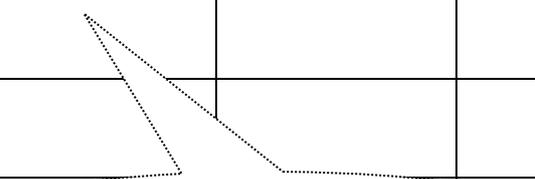
【車両情報に登録】

自動車検査証において、申請者が所有者又は使用者となっていない場合には、賃貸借契約書の写し又は使用貸借契約書の写しを追加添付

産業廃棄物の収集運搬に容器等を用いる場合は、記載漏れがないように記入してください。

〔収運業〕様式第6号の2（第2面）（続き）

(1) 運搬車両一覧

	車両の形状	自動車登録番号 又は車両番号	最大積載量 (Kg)	所有者又は使用者	備 考
11					新規・継続・廃止
12					新規・継続・廃止
13	車両 11 台目以降はこちらに記入				新規・継続・廃止
14					新規・継続・廃止
15					新規・継続・廃止
16					新規・継続・廃止
17					新規・継続・廃止
18					新規・継続・廃止
19					新規・継続・廃止
20					新規・継続・廃止
21					新規・継続・廃止
22					新規・継続・廃止
23					新規・継続・廃止
24					新規・継続・廃止
25					新規・継続・廃止
26					新規・継続・廃止
27					新規・継続・廃止

4. 収集運搬業務の具体的な計画 (車両毎の用途、収集運搬業務を行う時間、休業日及び従業員を含む。)

(1) 収集運搬業務体制 (車両毎の用途等)

・キャブオーバ、ダンプ、トラクタ、トレーラ

・・・廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、鉱さい、がれき類 (石綿含有産業廃棄物を含む)、廃プラスチック類 (水銀使用製品産業廃棄物を含む)、金属くず (水銀使用製品産業廃棄物を含む)、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず (水銀使用製品産業廃棄物を含む)、燃え殻 (水銀含有ばいじん等を含む)

・コンテナ車

・・・燃え殻、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、ばいじん

・タンク車

・・・廃油、廃酸、廃アルカリ

(2) 収集運搬業務を行う時間

- ・月曜から金曜日 午前8時から午後5時
- ・土曜日 午前8時から午後0時

(3) 休業日

- ・土曜日午後、日曜日、祝日

(4) その他

- ・特になし

従業員数内訳

令和〇年〇月〇日現在

申請者又は申請者の登記上の役員	政令第6条の10で準用する第4条の7に規定する使用人	相談役、顧問等申請者の登記外の役員	事務員	運転手	作業員	その他	合計
4 人	0 人	0 人	2 人	10 人	2 人	営業 3 人	21 人

5. 環境保全措置の概要

(1) 運搬に際し講ずる措置

・飛散対策

○燃え殻、ばいじん、鉱さい

- ・・・・フレコンバッグを使用する。

○廃油、廃酸、廃アルカリ

- ・・・・蓋つきドラム缶、またはタンク車を使用する。

○廃プラ、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず等、がれき類

- ・・・・車両の荷台にシートをかける。

○廃プラスチック類（水銀使用製品産業廃棄物を含む）、金属くず（水銀使用製品産業廃棄物を含む）、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず（水銀使用製品産業廃棄物を含む）、燃え殻（水銀含有ばいじん等を含む）

- ・・・・運搬には、オープンドラム缶を使用し、オープンドラム缶にシートをかける。

・悪臭対策

- 臭いの発生するものについては、タンク車を使用する。

・その他

※石綿含有産業廃棄物（汚泥以外）の取扱い

- ・他の産業廃棄物と混合しないように荷台に仕切り等を設ける。
- ・飛散防止措置をとるため、梱包するかまたはシートで覆う。
- ・破碎、切断は原則行わない。そのまま車両に積み込めないものについては、散水などで湿潤化し、必要最小限の切断を行い、車両に積み込む。

石綿含有産業廃棄物（汚泥）の取扱い

- ・他の産業廃棄物と混合しないよう、また袋の破損等が起こらないよう、排出時に厚さ 0.15 mm以上の耐水性のプラスチック袋により二重でこん包されたものについて、そのまま堅牢なドラム缶に密閉して収納する。
- ・飛散防止措置をとるため、ドラム缶をロープで固定する。

※水銀使用製品産業廃棄物の取扱い

- ・破碎することのないよう、また他の産業廃棄物と混合しないようにオープンドラム缶に入れる。

※水銀含有ばいじん等の取扱い

- ・他の産業廃棄物と混合しないようにオープンドラム缶に入れる。
- ・飛散防止措置をとるため、シートで覆う。
- ・高温にさらされないように、シートには断熱性能の高いシートを使用する。

※個々の産業廃棄物の特性に合わせた取り扱い方法を運転手に周知する。

※車両及び容器は必要に応じて洗車、清掃を行い清潔にしておく。

※交通法規を遵守する。

(2) 積替保管施設において講ずる措置

積替保管は行わない。

(3) その他

なし

運搬車両の写真

自動車登録番号又は車両番号	とちぎ 100 お ****
前 面 写 真	<p>注意事項</p> <ul style="list-style-type: none">・ 車両の前面（真正面）を撮影すること。 （トレーラーは後方）・ ナンバープレートが確認できること。
側 面 写 真	<p>注意事項</p> <ul style="list-style-type: none">・ 車両の側面（真横）を撮影すること。・ 名称等の車体の表示が確認できること。 <p>〔 既に許可を有している場合には所定の事項（「産業廃棄物収集運搬車」、「会社名（事業者名）」、「許可番号」）が表示されていること。 車体の表示が読み取れない場合には、表示部分を拡大した写真も添付すること。 〕</p> <p>撮 影 令和 ○年 ○月 ○日</p>

(留意事項)

- 1 申請日前3月以内に撮影されたカラー写真（縦横倍率が変更されていないもの）であること。
- 2 前面及び側面を撮影した写真に代えて、斜め前方及び斜め後方を撮影した写真とすることもできる。
- 3 ナンバープレートが明確に確認できる写真であること。

収集容器等の写真

運搬容器等の名称	フレコンバッグ	用途	燃え殻、ばいじん、鉍さいの運搬に使用
<p>注意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 容器の全体が写るように撮影すること。 			
		撮 影	令和 ○年 ○月 ○日
運搬容器等の名称	蓋つきドラム缶	用途	廃油、廃酸、廃アルカリの運搬に使用
<p>注意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 容器の全体が写るように撮影すること。 			
		撮 影	令和 ○年 ○月 ○日

（留意事項）

- 1 申請日前3月以内に撮影されたカラー写真（縦横倍率が変更されていないもの）であること。
- 2 収納容器等の全容が明確に確認できる写真であることとし、内部の撮影が可能なものについては、その写真も添付すること。

収集容器等の写真

運搬容器等の名称	オープンドラム缶	用途	廃プラスチック類（水銀使用製品産業廃棄物を含む）、金属くず（水銀使用製品産業廃棄物を含む）、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず（水銀使用製品産業廃棄物を含む）、燃え殻（水銀含有ばいじん等を含む）の運搬に使用
<p>注意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 容器の全体が写るように撮影すること。 			
		撮 影	令和 ○年 ○月 ○日
運搬容器等の名称		用途	
<p>注意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 容器の全体が写るように撮影すること。 			
		撮 影	令和 ○年 ○月 ○日

（留意事項）

- 1 申請日前3月以内に撮影されたカラー写真（縦横倍率が変更されていないもの）であること。
- 2 収納容器等の全容が明確に確認できる写真であることとし、内部の撮影が可能なものについては、その写真も添付すること。

事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法		
内 訳	金 額 （ 千 円 ）	
事業の開始に要する 資金の総額	3,180	
土地	3,000	
事務所	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: auto;"> 新たに資金を必要としない場合は「0千円」とし、 「既にある施設を用いるため、新たな資金を必要 としない。」等付記してください。 </div>	
収集運搬車両		
積替保管施設	100	
〇〇〇〇	80	
	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: auto;"> 該当する箇所に金額を記入 </div>	
調 達 方 法	自己資金	1,000
	借入金	
	(借入先名)	
	その他	
	増資	2,180

備考 内訳欄の事項については、事業計画に応じて適宜変更すること。

〔収運業〕様式第6号の2（第9面）

資 産		に 関 する 調 書 (個人用)		年 月 日現在
資産の種別	内	数 量	価 格、金 額 (千円)	
現金預金	〇〇銀行	1件	5,000	
有価証券				
未収入金				
売掛金				
受取手形				
土地	宅地	200㎡	25,000	
建物	住宅	1棟	8,000	
備品				
車両	ダンプ等	7台	8,000	
その他	〇〇銀行	1件	5,000	
資 産 計				
負債の種別	内 訳	数 量	価 格、金 額 (千円)	
長期借入金	〇〇銀行		10,000	
短期借入金				
未払金				
預り金				
前受金				
買掛金				
支払手形				
その他				
負 債 計			10,000	

様式第6号の2（第9面）は、
個人事業者の申請の場合のみ作成

誓約書

申請者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第5項第2号イからへに該当しない者であることを誓約します。

令和 年 月 日

栃木県知事 様

申請者

住 所 栃木県宇都宮市塙田1丁目1番20号

栃木県庁運送 株式会社

氏 名 だいひょうとりしまりやく とちぎ たろう 代表取締役 栃木 太郎

(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

今後5年間の収支計画

1 債務超過又は損失が生じている理由

【収支計画様式】今後5年間の収支計画は、該当する場合のみ作成

2 今後の改善計画

3 収支計画

(単位：円・千円・百万円) (いずれかに○)

会計年度	期	期	期	期	期
項目	～	～	～	～	～
売上高					
売上原価					
売上総利益					
販売費及び一般管理費					
営業利益					
営業外収益					
営業外費用					
経常利益					
特別利益					
特別損失					
税引前当期利益					
法人税等充当額					
当期利益					

※新設法人等で3年間の決算実績がないため本計画書を提出する場合は、1及び2は記入する必要はありません。(ただし、直前の事業年度の当期純利益又は直前2年の事業年度の当期純利益の平均がいずれかマイナス(損失)となっている場合は、記入が必要です。)

「石綿含有産業廃棄物(汚泥)に係る申出」

収集運搬業者名	
記入者名 (担当者もしくは行政書士名)	

意向確認(該当するほうに○)

ア. 石綿含有産業廃棄物(汚泥)は取り扱いしません。

【事業範囲情報に登録】

イ. 石綿含有産業廃棄物(汚泥)を取扱います。

収集運搬にあたっては、耐水性のプラスチック袋等により二重でこん包を行うなど、飛散防止のために必要な措置を講じた上で収集運搬します。

※石綿含有産業廃棄物(汚泥)の例: 石綿含有仕上塗材の除去工事で発生する泥状の除去物

「水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等に係る申出」

収集運搬業者名	
記入者名 (担当者もしくは行政書士名)	

1 意向確認(該当するほうに○)

ア. 水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等は取り扱いません。

イ. 平成29年10月1日以前から、下の表で○をつけた水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等の取扱い実績があり、引き続き取り扱います。
収集運搬にあたっては、処理基準を遵守し、破砕はせず、他の廃棄物と混合することのないように区分して収集運搬します。

2 平成29年10月1日以前から、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等の取扱い実績があり、引き続き取り扱うものの欄に○を記入。

【事業範囲情報に登録】

	水銀使用製品産業廃棄物	水銀含有ばいじん等
燃え殻		
汚泥		
廃油		
廃酸		
廃アルカリ		
廃プラスチック		
金属くず		
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず		
鉱さい		
ばいじん		

記載例

【事業者情報に登録】

2 メールアドレスが記載されていればメールアドレスも入力

様式第10号（第10条の9関係）

（第1面）

産業廃棄物処理業の事業範囲変更許可申請書

令和 年 月 日

栃木県知事 様

【事業者情報に登録】

1 押印された受付印の日付により受付年月日を入力

1

申請者

〒 320-8501

住所 栃木県宇都宮市塙田1丁目1番20号

氏名 栃木県庁運送株式会社

代表取締役 栃木 太郎

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 028(623)3154

FAX 028(623)3113

登記事項証明書の記載どおりに記入

2

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第1項の規定により、産業廃棄物収集運搬業の事業範囲の変更の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

許可の年月日及び許可番号

令和〇×年△月□日 第009000.....号

収集運搬業・処分業の区分

収集運搬業

【事業者情報に登録】

2 行政書士や担当者情報が記載されていれば入力

許可年月日、許可番号を記入

許可に係る事業の範囲（収集運搬業にあつては、取り扱う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）及び積替え又は保管を行うかどうか、処分業にあつては、処分の方法ごとに区分して取り扱う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）を記載すること。）

別表のとおり

- ・既に許可を受けている品目について記載
- ・（産廃別表）を使用して記載すると簡便です。

- ・追加する品目について記載
- ・（産廃別表）を使用して記載すると簡便です。

変更の内容

別表のとおり

変更理由

事業を拡大するため
顧客要望に応えるため等

変更に係る事業の用に供する施設の種類の種類、数量、設置場所、設置年月日、処理能力（最終処分場の場合には埋立地の面積及び埋立容量）、許可年月日及び許可番号（産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合に限る。）

*フレコンバッグ ○袋
*蓋付きドラム缶 ○本

変更に伴って追加する運搬容器について記入

変更に係る事業の用に供する施設の処理方式、構造及び設備の概要

※ 事務処理欄

申請者 (個人である場合)			
(ふりがな) 氏名	生年月日	本 住	籍 所 (ふりがな)
(法人である場合)			
(ふりがな) 名称		(ふりがな) 住	籍 所
とちぎけんちょううんそうかぶしがいいしゃ 栃木県庁運送株式会社		とちぎけんうつのみやしはなわだ 栃木県宇都宮市塙田1丁目1番20号	
法定代理人 (申請者が法第14条第5項第2号ハに規定する未成年者である場合)			
(個人である場合)			
(ふりがな) 氏名	生年月日	本 住	籍 所
(法人である場合)			
(ふりがな) 名称		住	所
役員 (法定代理人が法人である場合)			
(ふりがな) 氏名	生年月日 役職名・呼称	本 住	籍 所
役員 (申請者が法人である場合)			
(ふりがな) 氏名	生年月日 役職名・呼称	本 住	籍 所
とちぎ たろう 栃木 太郎	昭和35年2月29日 代表取締役	栃木県宇都宮市塙田1丁目1番20号	栃木県宇都宮市塙田1丁目1番20号
とちぎ じろう 栃木 次郎	昭和37年1月1日 取締役	岡山県岡山市岡山町2番地	栃木県足利市真砂町1番地1
とちぎ はなこ 栃木 花子	昭和38年12月31日 取締役	栃木県宇都宮市塙田1丁目1番20号	栃木県宇都宮市塙田1丁目1番20号
とちぎ さぶろう 栃木 三郎	昭和33年3月3日 監査役	高知県四万十市四万十町3番地	東京都新宿区市谷4444番地4

登記事項証明書の記載どおりに記入

住民票の記載どおりに記入
(正) 宇都宮市塙田1丁目1番20号
(誤) 宇都宮市塙田1-1-20

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者（申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者がいるとき）

発行済株式の 総数	1,000 株		出資の額	1,000万円
(ふりがな) 氏名又は名称	生年月日	保有する株式の数 又は出資の金額 割合	本 住	籍 所
とちぎ たろう 栃木 太郎	昭和35年 2月29日	500株 50%	栃木県宇都宮市塙田1丁目1番20号 栃木県宇都宮市塙田1丁目1番20号	
あんそく たまき 安足 環	昭和55年 5月5日	300株 30%	栃木県足利市真砂町1番地1 青森県青森市青森町5555番地5	
かぶしきがいしゃ 株式会社 あんそくしょうかい 安足商会	代表取締役 〇〇〇〇	200株 20%	栃木県宇都宮市塙田4丁目1番地	
	法人にあつては、登記事項証明書 記載の代表者名を記入		法人にあつては、住所を登記事項証明書の 記載どおりに記入	

令第6条の10に規定する使用人（申請者に当該使用人がある場合）

(ふりがな) 氏名	生年月日	本 住	籍 所
氏名	役職名・呼称	住	所
	廃棄物処理法施行令第6条の10に規定する使用人がいる場合に記入		

備考

- ※欄は記入しないこと。
- 「法定代理人」の欄から「令第6条の10に規定する使用人」までの各欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
- 「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。
- 都道府県知事が定める部数を提出すること。

※手数料欄

- * 栃木県収入証紙は受付時に貼付して下さい。
(郵送のよる申請の場合は、申請書第1面の裏面に貼付して下さい。)

〔収運業〕（産廃別表）

産業廃棄物収集運搬業における事業の範囲

【事業範囲情報に登録】

No.	取り扱う産業廃棄物の種類	取扱いの有無	石綿含有産業廃棄物	水銀使用製品産業廃棄物	水銀含有ばいじん等
1	燃え殻				
2	汚泥				
3	廃油				
4	廃酸				
5	廃アルカリ				
6	廃プラスチック類	◎		○	
7	紙くず	○			
8	木くず	○			
9	繊維くず				
10	動植物性残さ				
11	動物系固形不要物				
12	ゴムくず				
13	金属くず	◎		○	
14	ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず	◎		○	
15	銧さい				
16	がれき類				
17	動物のふん尿				
18	動物の死体				
19	ばいじん				
20	政令第13号廃棄物				

《 記 載 例 》

《記載例》

既に「廃プラスチック類」「金属くず」「ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず」の許可を取得している方が、新たに「紙くず」「木くず」を追加し、さらに「廃プラスチック類」「金属くず」「ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず」に「水銀使用製品産業廃棄物」をそれぞれ追加する場合は、上表のように◎印と○印を付けてください。

【変更許可申請の場合】

- ・「取扱いの有無」欄に、既に許可を取得している産業廃棄物には◎印を付け、今回の申請で追加するものに○印を付けてください。
- ・石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等についても同様に、既に許可を取得しているものに◎印を、今回の申請で追加するものに○印を付けてください。

（注）斜線になっている産業廃棄物の取扱いがある場合には、具体的な製品名、排出事業場等について、『様式第6号の2（第1面）事業計画の概要を記載した書類』の「2. 取り扱う産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）の種類及び運搬量等」欄に記載してください。

（内容を説明する書類等の提出を求める場合があります。）

〔収運業〕様式第6号の2（第1面）

事業計画の概要を記載した書類

1. 事業の全体計画（変更許可申請時には変更部分を明確にして記載すること）

現在、当社は貨物運送業を営んでおりますが、顧客からの要望により産業廃棄物の収集運搬事業を行いたく、今回許可の申請をいたします。

収集運搬事業に当たっては廃棄物処理法以下関連法令を遵守し、顧客から指定された運搬先まで産業廃棄物の運搬を行います。

2. 取り扱う産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）の種類及び運搬量等

	(特別管理) 産業廃棄物の種類	運搬量 (t/月又はm ³ /月)	性状	予定排出事業場の名称及び所在地	積替え又は保管を行う場合には積替え又は保管場所の所在地	予定運搬先の名称及び所在地(処分場の名称及び所在地)
1	燃え殻	5t/月	粉体	〇〇工業(株) 栃木県宇都宮市〇〇	なし	(有)〇〇商事 栃木県宇都宮市〇〇
2	廃油	10m ³ /月	液状	〇〇工業(株) 栃木県宇都宮市〇〇	なし	〇〇商事 栃木県宇都宮市〇〇
3	廃酸	5m ³ /月	液状	〇〇工業(株) 栃木県宇都宮市〇〇	なし	〇〇商事 栃木県宇都宮市〇〇
4	廃アルカリ	5m ³ /月	固形	〇〇建設 栃木県足利市〇〇〇 (栃木県内の建設現場)	なし	〇〇環境(株) 栃木県下野市〇〇〇
5	廃プラスチック類	15m ³ /月	固形	〇〇建設 栃木県足利市〇〇〇 (栃木県内の建設現場)	なし	(株)〇〇建設 栃木県那須塩原市〇〇
6	紙くず	5t/月	固形	(有)〇〇建設 栃木県足利市〇〇〇 (栃木県内の建設現場)	なし	〇〇商事 栃木県那須塩原市〇〇
7	木くず	10t/月	固形	(有)〇〇建設 栃木県足利市〇〇〇 (栃木県内の建設現場)	なし	〇〇商事 栃木県那須塩原市〇〇
8	繊維くず	5t/月	固形	(有)〇〇建設 栃木県足利市〇〇〇 (栃木県内の建設現場)	なし	〇〇商事 栃木県那須塩原市〇〇〇

排出事業場と運搬先的一方又は両方が「栃木県内の市町」となります。

紙くず、木くず、繊維くず等は排出事業場の業種が限定されています。

具体的な処分業者等の名称及び施設所在地(番地まで)を記載

具体的な排出事業場(代表的なもの1つで可)の名称及び所在地(番地まで)を記載。
具体的な排出事業場が未定の場合は、例えば「建設業者(栃木県内の建設現場)」といった記載も可。

備考 ① 取り扱う(特別管理)産業廃棄物の種類ごとに記載すること。
② 石綿含有産業廃棄物、水銀含有ばいじん等、水銀使用製品産業廃棄物を含むものについては、その旨を明記し、予定運搬先については、各運搬先を記載すること。

〔収運業〕様式第6号の2（第1面）（続き）

2. 取り扱う産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）の種類及び運搬量等

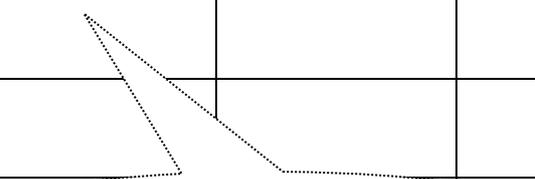
	(特別管理)産業廃棄物の種類	運搬量 (t/月又はm ³ /月)	性 状	予定排出事業場の名称及び所在地	積替え又は保管を行う場合には積替え又は保管場所の所在地	予定運搬先の名称及び所在地（処分場の名称及び所在地）
9	ゴムくず	5t/月	固形	〇〇工業(株) 栃木県足利市〇〇	なし	〇〇環境(株) 栃木県下野市〇〇
10	金属くず	10t/月	固形	〇〇工業(株) 栃木県宇都宮市〇〇	なし	(株)〇〇建設 栃木県那須塩原市〇〇
11	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	2t/月	固形	(有)〇〇建設 栃木県足利市〇〇〇 (栃木県内の建設現場)	なし	(有)〇〇商事 栃木県宇都宮市〇〇
12	鋳さい	2t/月	固形	〇〇工業(株) 栃木県宇都宮市〇〇	なし	〇〇環境(株) 栃木県下野市〇〇
13	がれき類	20t/月	固形	(有)〇〇建設 栃木県足利市〇〇〇 (栃木県内の建設現場)	なし	(株)〇〇建設 栃木県那須塩原市〇〇〇
14	ばいじん	1t/月	粉体	〇〇工業(株) 栃木県宇都宮市〇〇	なし	(有)〇〇商事 栃木県宇都宮市〇〇
15	がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む）	0.5t/月	固形	(有)〇〇建設 栃木県足利市〇〇〇 (栃木県内の建設現場)	なし	(株)〇〇〇 栃木県〇〇市〇〇
16	廃プラスチック類（水銀使用製品産業廃棄物を含む）	0.5t/月	固形	(有)〇〇建設 栃木県足利市〇〇〇 (栃木県内の建設現場)	なし	(株)〇〇〇 〇〇県〇〇市〇〇
17	金属くず（水銀使用製品産業廃棄物を含む）	0.5t/月	固形	(有)〇〇建設 栃木県足利市〇〇〇 (栃木県内の建設現場)	なし	(株)〇〇〇 〇〇県〇〇市〇〇
18	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず（水銀使用製品産業廃棄物を含む）	0.5t/月	固形	(有)〇〇建設 栃木県足利市〇〇〇 (栃木県内の建設現場)	なし	(株)〇〇〇 〇〇県〇〇市〇〇
19	燃え殻（水銀含有ばいじん等を含む）	0.5t/月	固形	〇〇工業(株) 栃木県宇都宮市〇〇	なし	(株)〇〇〇 〇〇県〇〇市〇〇
20						

〔収運業〕様式第6号の2（第2面）

3. 運搬施設の概要					
(1) 運搬車両一覧					
	車両の形状	自動車登録番号 又は車両番号	最大積載量 (Kg)	所有者又は使用者	備考
1	キャブオーバ	とちぎ 100 お ****	10,100	栃木県庁運送(株)	新規・継続・廃止
2	ダンプ	とちぎ 400 し ****	9,000	新規許可申請の場合は「新規」、 更新・変更許可申請の場合は 「継続」を○で囲む	廃止
3	脱着装置付 コンテナ専用車	栃木 400 へ ****	9,300		継続・廃止
4	タンク車	とちぎ 800 ん ****	7,000		栃木県庁運送(株)
5	トラクタ	宇都宮 100 お ****	5,000	栃木県庁運送(株)	新規・継続・廃止
6	セミトレーラ	宇都宮 100 へ ****	12,000	栃木太郎	新規・継続・廃止
7		車検証の「車体の形状」欄の 記載どおりに記入		自動車検査証において、申請者が所有者 又は使用者となっていない場合には、 賃貸借契約書の写し又は使用貸借 契約書の写しを追加添付	継続・廃止
8					継続・廃止
9					新規・継続・廃止
10					新規・継続・廃止
事務所の所在地	栃木県宇都宮市塙田1丁目1番地20号				
駐車場の所在地	栃木県宇都宮市塙田1丁目100番地、101番地 *全ての地番を記入 ※付近の見取図を添付すること。				
(2) その他の運搬施設の概要					
運搬容器等の名称	用途	容量	備考		
フレコンバッグ	燃え殻、ばいじん、鉱さいの 運搬に使用	1m ³	○袋		
蓋つきドラム缶	廃油、廃酸、廃アルカリの運搬に使用	200リットル	○本、耐腐食仕様		
オープンドラム缶	廃プラスチック類(水銀使用製品産業廃 棄物を含む)、金属くず(水銀使用製品産業 廃棄物を含む)、ガラスくず、コンクリート くず及び陶磁器くず(水銀使用製品産業廃 棄物を含む)、燃え殻(水銀含有ばいじん 等を含む)の運搬に使用	200リットル	○本		

〔収運業〕様式第6号の2（第2面）（続き）

(1) 運搬車両一覧

	車両の形状	自動車登録番号 又は車両番号	最大積載量 (Kg)	所有者又は使用者	備 考
11					新規・継続・廃止
12					新規・継続・廃止
13					新規・継続・廃止
14					新規・継続・廃止
15					新規・継続・廃止
16					新規・継続・廃止
17					新規・継続・廃止
18					新規・継続・廃止
19					新規・継続・廃止
20					新規・継続・廃止
21					新規・継続・廃止
22					新規・継続・廃止
23					新規・継続・廃止
24					新規・継続・廃止
25					新規・継続・廃止
26					新規・継続・廃止
27					新規・継続・廃止

車両 11 台目以降はこちらに記入

4. 収集運搬業務の具体的な計画 (車両毎の用途、収集運搬業務を行う時間、休業日及び従業員を含む。)

(1) 収集運搬業務体制 (車両毎の用途等)

- ・キャブオーバ、ダンプ、トラクタ、トレーラ
 - ・・・廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、鉱さい、がれき類 (石綿含有産業廃棄物を含む)、廃プラスチック類 (水銀使用製品産業廃棄物を含む)、金属くず (水銀使用製品産業廃棄物を含む)、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず (水銀使用製品産業廃棄物を含む)、燃え殻 (水銀含有ばいじん等を含む)
- ・コンテナ車
 - ・・・燃え殻、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、ばいじん
- ・タンク車
 - ・・・廃油、廃酸、廃アルカリ

(2) 収集運搬業務を行う時間

- ・月曜から金曜日 午前8時から午後5時
- ・土曜日 午前8時から午後0時

(3) 休業日

- ・土曜日午後、日曜日、祝日

(4) その他

- ・特になし

従業員数内訳

令和〇年〇月〇日現在

申請者又は申請者の登記上の役員	政令第6条の10で準用する第4条の7に規定する使用人	相談役、顧問等申請者の登記外の役員	事務員	運転手	作業員	その他	合計
4 人	0 人	0 人	2 人	10 人	2 人	営業 3 人	21 人

5. 環境保全措置の概要

(1) 運搬に際し講ずる措置

・飛散対策

○燃え殻、ばいじん、鉱さい

・・・フレコンバッグを使用する。

○廃油、廃酸、廃アルカリ

・・・蓋つきドラム缶、またはタンク車を使用する。

○廃プラ、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず等、がれき類

・・・車両の荷台にシートをかける。

○廃プラスチック類（水銀使用製品産業廃棄物を含む）、金属くず（水銀使用製品産業廃棄物を含む）、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず（水銀使用製品産業廃棄物を含む）、燃え殻（水銀含有ばいじん等を含む）

・・・運搬には、オープンドラム缶を使用し、オープンドラム缶にシートをかける。

・悪臭対策

臭いの発生するものについては、タンク車を使用する。

・その他

※石綿含有産業廃棄物（汚泥以外）の取扱い

・他の産業廃棄物と混合しないように荷台に仕切り等を設ける。

・飛散防止措置をとるため、梱包するかまたはシートで覆う。

・破碎、切断は原則行わない。そのまま車両に積み込めないものについては、散水などで湿潤化し、必要最小限の切断を行い、車両に積み込む。

石綿含有産業廃棄物（汚泥）の取扱い

・他の産業廃棄物と混合しないよう、また袋の破損等が起こらないよう、排出時に厚さ 0.15 mm以上の耐水性のプラスチック袋により二重でこん包されたものについて、そのまま堅牢なドラム缶に密閉して収納する。

・飛散防止措置をとるため、ドラム缶をロープで固定する。

※水銀使用製品産業廃棄物の取扱い

・破碎することのないよう、また他の産業廃棄物と混合しないようにオープンドラム缶に入れる。

※水銀含有ばいじん等の取扱い

・他の産業廃棄物と混合しないようにオープンドラム缶に入れる。

・飛散防止措置をとるため、シートで覆う。

・高温にさらされないように、シートには断熱性能の高いシートを使用する。

※個々の産業廃棄物の特性に合わせた取り扱い方法を運転手に周知する。

※車両及び容器は必要に応じて洗車、清掃を行い清潔にしておく。

※交通法規を遵守する。

(2) 積替保管施設において講ずる措置

積替保管は行わない。

(3) その他

なし

運搬車両の写真

自動車登録番号又は車両番号	とちぎ 100 お ****		
前 面 写 真	<p>注意事項</p> <ul style="list-style-type: none">・ 車両の前面（真正面）を撮影すること。 （トレーラーは後方）・ ナンバープレートが確認できること。		
側 面 写 真	<p>注意事項</p> <ul style="list-style-type: none">・ 車両の側面（真横）を撮影すること。・ 名称等の車体の表示が確認できること。 <p>〔 既に許可を有している場合には所定の事項（「産業廃棄物収集運搬車」、「会社名（事業者名）」、「許可番号」）が表示されていること。 車体の表示が読み取れない場合には、表示部分を拡大した写真も添付すること。 〕</p> <table border="1" data-bbox="928 1688 1445 1769"><tr><td data-bbox="928 1688 1082 1769">撮 影</td><td data-bbox="1082 1688 1445 1769">令和 ○年 ○月 ○日</td></tr></table>	撮 影	令和 ○年 ○月 ○日
撮 影	令和 ○年 ○月 ○日		

(留意事項)

- 1 申請日前3月以内に撮影されたカラー写真（縦横倍率が変更されていないもの）であること。
- 2 前面及び側面を撮影した写真に代えて、斜め前方及び斜め後方を撮影した写真とすることもできる。
- 3 ナンバープレートが明確に確認できる写真であること。

収集容器等の写真

運搬容器等の名称	フレコンバッグ	用途	燃え殻、ばいじん、鉍さいの運搬に使用
<p>注意事項</p> <p>・ 容器の全体が写るように撮影すること。</p>			
		撮 影	令和 ○年 ○月 ○日
運搬容器等の名称	蓋つきドラム缶	用途	廃油、廃酸、廃アルカリの運搬に使用
<p>注意事項</p> <p>・ 容器の全体が写るように撮影すること。</p>			
		撮 影	令和 ○年 ○月 ○日

（留意事項）

- 1 申請日前3月以内に撮影されたカラー写真（縦横倍率が変更されていないもの）であること。
- 2 収納容器等の全容が明確に確認できる写真であることとし、内部の撮影が可能なものについては、その写真も添付すること。

収集容器等の写真

運搬容器等の名称	オープンドラム缶	用途	廃プラスチック類（水銀使用製品産業廃棄物を含む）、金属くず（水銀使用製品産業廃棄物を含む）、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず（水銀使用製品産業廃棄物を含む）、燃え殻（水銀含有ばいじん等を含む）の運搬に使用
<p>注意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 容器の全体が写るように撮影すること。 			
		撮 影	令和 ○年 ○月 ○日
運搬容器等の名称		用途	
<p>注意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 容器の全体が写るように撮影すること。 			
		撮 影	令和 ○年 ○月 ○日

（留意事項）

- 1 申請日前3月以内に撮影されたカラー写真（縦横倍率が変更されていないもの）であること。
- 2 収納容器等の全容が明確に確認できる写真であることとし、内部の撮影が可能なものについては、その写真も添付すること。

事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法		
内 訳	金 額 （ 千 円 ）	
事業の開始に要する 資金の総額	3,180	
土地	3,000	
事務所	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: auto;"> 新たに資金を必要としない場合は「0千円」とし、 「既にある施設を用いるため、新たな資金を必要 としない。」等付記してください。 </div>	
収集運搬車両		
積替保管施設	100	
〇〇〇〇	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: auto;"> 該当する箇所に金額を記入 </div>	
	80	
調 達 方 法	自 己 資 金	1,000
	借 入 金	
	(借入先名)	
	そ の 他	
	増 資	2,180
備考 内訳欄の事項については、事業計画に応じて適宜変更すること。		

〔収運業〕様式第6号の2（第9面）

資 産 関 係 調 査 書 (個人用)			
			年 月 日現在
資産の種別	内 容	数 量	価 格、金 額 (千円)
現金預金	〇〇銀行	1件	5,000
有価証券			
未収入金			
売掛金			
受取手形			
土地	宅地	200㎡	25,000
建物	住宅	1棟	8,000
備品			
車両	ダンプ等	7台	8,000
その他	〇〇銀行	1件	5,000
資 産 計			
負債の種別	内 訳	数 量	価 格、金 額 (千円)
長期借入金	〇〇銀行		10,000
短期借入金			
未払金			
預り金			
前受金			
買掛金			
支払手形			
その他			
負 債 計			10,000

様式第6号の2（第9面）は、
個人事業者の申請の場合のみ作成

誓約書

申請者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第5項第2号イからへに該当しない者であることを誓約します。

令和 年 月 日

栃木県知事 様

申請者

住 所 栃木県宇都宮市塙田1丁目1番20号

栃木県庁運送 株式会社

氏 名 だいひょうとりしまりやく とちぎ たろう 代表取締役 栃木 太郎

(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

今後5年間の収支計画

1 債務超過又は損失が生じている理由

【収支計画様式】今後5年間の収支計画は、該当する場合のみ作成

2 今後の改善計画

3 収支計画

(単位：円・千円・百万円) (いずれかに○)

会計年度	期	期	期	期	期
項目	～	～	～	～	～
売上高					
売上原価					
売上総利益					
販売費及び一般管理費					
営業利益					
営業外収益					
営業外費用					
経常利益					
特別利益					
特別損失					
税引前当期利益					
法人税等充当額					
当期利益					

※新設法人等で3年間の決算実績がないため本計画書を提出する場合は、1及び2は記入する必要はありません。(ただし、直前の事業年度の当期純利益又は直前2年の事業年度の当期純利益の平均がいずれかマイナス(損失)となっている場合は、記入が必要です。)

【帳票サンプル4、5】 特別管理産業廃棄物収集運搬業許可申請書（新規申請、更新申請）

＜新規においてはすべて入力、更新においてはメールアドレスや担当者情報以外

は入力内容を確認するのみです。＞

様式第12号（第10条の12関係）

【事業者情報に登録】

メールアドレスが記載されていれば
メールアドレスも入力

(第1面)

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可申請書

年 月 日

栃木県知事 様

【事業者情報に登録】
※1 押印された受付印
の日付により受付年月日
を入力

※1

申請者
〒
住 所
氏 名
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 ()
FAX ()

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の規定により、特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

※2

事業の範囲（取り扱う特別管理産業廃棄物の種類及び積替え又は保管を行うかどうかを明らかにすること。）

【事業者情報に登録】
※2 行政書士や担当者情報が
記載されていれば入力

事務所及び事業場の所在地

事務所
電話番号 ()

【事業場情報に登録】

事業場
電話番号 ()

事業の用に供する施設の種類及び数量

積替え又は保管を行う場合には、積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

※ 事 務 処 理 欄

栃木県収入証紙貼付欄

- 申請手数料は、申請の種類に応じて次表のとおりです。

	新規許可申請	更新許可申請
特別管理産業廃棄物収集運搬業	81,000円	74,000円

- 申請の種類に応じて必要な手数料分の「栃木県収入証紙」又は「POSレジから出力されたレシート」を下記の枠内に貼付してください。

※ はがれないように、しっかりと糊付けしてください。

参考：POSレジコード

<p><特別管理産業廃棄物収集運搬業許可申請手数料(新規)></p> <div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 100%; text-align: center; margin: 10px 0;"></div>	<p><特別管理産業廃棄物収集運搬業許可申請手数料(更新)></p> <div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 100%; text-align: center; margin: 10px 0;"></div>
---	--

既に処理業の許可(他の都道府県のものを含む。)を有している場合はその許可番号(申請中の場合には、申請年月日)	都道府県・市区名	許可番号(申請中の場合には、申請年月日)
申請者(個人である場合)		
(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍 住所(ふりがな)
(法人である場合)		
(ふりがな) 名称		(ふりがな) 住所
法定代理人(申請者が法第 14 条第 5 項第 2 号ハに規定する未成年者である場合)		
(個人である場合)		
(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍 住所
(法人である場合)		
(ふりがな) 名称		住所
役員(法定代理人が法人である場合)		
(ふりがな) 氏名	生年月日 役職名・呼称	本籍 住所
役員(申請者が法人である場合)		
(ふりがな) 氏名	生年月日 役職名・呼称	本籍 住所



【役員情報に登録】

発行済株式総数の 100 分の 5 以上の株式を有する株主又は出資の額の 100 分の 5 以上の額に相当する出資をしている者（申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者がいるとき）

発行済株式の 総数	株		出資の額		
	（ふりがな） 氏名又は名称	生年月日	保有する株式の数 又は出資の金額 割合	本 住	籍 所

令第 6 条の 10 に規定する使用人（申請者に当該使用人がある場合）

（ふりがな） 氏名	生年月日	役職名・呼称	本 住		籍 所	

備考

- 1 ※欄は記入しないこと。
- 2 「法定代理人」の欄から「令第 6 条の 10 に規定する使用人」までの各欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
- 3 「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。
- 4 都道府県知事が定める部数を提出すること。

↑ **【役員情報に登録】**

※手数料欄

〔収運業〕（特管別表1）

特別管理産業廃棄物収集運搬業における事業の範囲

種類	取扱いの有無
廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類）	
廃酸（pH2.0以下のもの）	
廃アルカリ（pH12.5以上のもの）	
感染性産業廃棄物	
廃ポリ塩化ビフェニル等	
ポリ塩化ビフェニル汚染物	
ポリ塩化ビフェニル処理物	
廃水銀等	
廃水銀等処理物	
指定下水汚泥	
廃石綿等	
鋳さい *	
ばいじん *	
燃え殻 *	
廃油（特定有害） *	
汚泥 *	
廃酸（特定有害） *	
廃アルカリ（特定有害） *	

【事業範囲情報に登録】

（取り扱う有害物質の種類は、特管別表2のとおり）

《記載方法》

【新規申請・更新申請の場合】

- ・取り扱う特別管理産業廃棄物の種類について、「取扱いの有無」欄に○印を付けてください。
- ・*印の特別管理産業廃棄物を取り扱う場合は、『特管別表2』に有害物質の種類を記載の上、本書とともに提出してください。

【変更許可申請の場合】

- ・「取扱いの有無」欄に、既に許可を取得している特別管理産業廃棄物には◎印を付け、今回の申請で追加するものに○印を付けてください。
- ・*印の特別管理産業廃棄物を取り扱う場合は、『特管別表2』に有害物質の種類を記載の上、本書とともに提出してください。
(今回の申請で変更がない場合も、審査に必要なので提出してください。)

[収運業] (特管別表2)

特別管理産業廃棄物収集運搬業における事業の範囲 (有害物質の種類等)

区分	有害物質の種類																							
	水銀又はその化合物	カドミウム又はその化合物	鉛又はその化合物	有機磷化合物	六価クロム化合物	砒素又はその化合物	シアン化合物	PCB	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	ジクロロメタン	四塩化炭素	一・二・ジクロロエタン	一・一・ジクロロエチレン	シス-一・二・ジクロロエチレン	一・一・トリクロロエタン	一・二・トリクロロエタン	一・三・ジクロロプロペン	チオベンカルブ	ベンゼン	セレン又はその化合物	一・四・ジオキサン	ダイオキシン類	
取り扱う特別管理産業廃棄物																								
鉱さい																								
ばいじん																								
燃え殻																								
廃油																								
汚泥																								
廃酸																								
廃アルカリ																								

《記載方法》

【新規申請・更新申請の場合】

・『特管別表1』で○印を付けた特別管理産業廃棄物の種類のうち、取り扱う有害物質の種類に○印を付けてください。

【変更許可申請の場合】

・『特管別表1』で○印を付けた特別管理産業廃棄物の種類のうち、既に許可を取得している有害物質の種類には◎印を付け、今回の申請で追加するものに○印を付けてください。

(注) 斜線になっている有害物質の取扱いがある場合には、具体的な製品名、排出事業場等について、『様式第6号の2 (第1面) 事業計画の概要を記載した書類』の「2. 取り扱う産業廃棄物 (特別管理産業廃棄物) の種類及び運搬量等」欄に記載してください。(内容を説明する書類等の提出を求める場合があります。)

【事業範囲情報に登録】

〔収運業〕様式第6号の2（第1面）

事業計画の概要を記載した書類

1. 事業の全体計画（変更許可申請時には変更部分を明確にして記載すること）

2. 取り扱う産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）の種類及び運搬量等

	(特別管理) 産業廃棄物 の種類	運搬量 (t/月又 はm ³ /月)	性 状	予定排出事業場の 名称及び所在地	積替え又は保 管を行う場合 には積替え又 は保管場所の 所在地	予定運搬先の名称及び 所在地（処分場の名称及び 所在地)
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						

備考 ① 取り扱う（特別管理）産業廃棄物の種類ごとに記載すること。
 ② 石綿含有産業廃棄物、水銀含有ばいじん等、水銀使用製品産業廃棄物を含むものについては、その旨を明記し、予定運搬先については、各運搬先を記載すること。

〔収運業〕様式第6号の2（第1面）（続き）

2. 取り扱う産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）の種類及び運搬量等

	(特別管理) 産業廃棄物 の種類	運搬量 (t/月又 はm ³ /月)	性 状	予定排出事業場の 名称及び所在地	積替え又は保 管を行う場合 には積替え又 は保管場所の 所在地	予定運搬先の名称及び 所在地（処分場の名称及び 所在地）
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						

〔収運業〕様式第6号の2（第2面）

3. 運搬施設の概要					
(1) 運搬車両一覧					
	車両の形状	自動車登録番号 又は車両番号	最大積載量 (Kg)	所有者又は使用者	備 考
1					新規・継続・廃止
2					新規・継続・廃止
3					新規・継続・廃止
4					新規・継続・廃止
5					新規・継続・廃止
6					新規・継続・廃止
7					新規・継続・廃止
8					新規・継続・廃止
9					新規・継続・廃止
10					新規・継続・廃止
事務所の所在地	 <div style="border: 1px solid red; padding: 2px; display: inline-block;">【車両情報に登録】</div>				
駐車場の所在地	※付近の見取図を添付すること。				
(2) その他の運搬施設の概要					
運搬容器等の名称	用 途	容 量	備 考		

〔収運業〕様式第6号の2（第2面）（続き）

(1) 運搬車両一覧

	車両の形状	自動車登録番号 又は車両番号	最大積載量 (kg)	所有者又は使用者	備 考
11					新規・継続・廃止
12					新規・継続・廃止
13					新規・継続・廃止
14					新規・継続・廃止
15					新規・継続・廃止
16					新規・継続・廃止
17					新規・継続・廃止
18					新規・継続・廃止
19					新規・継続・廃止
20					新規・継続・廃止
21					新規・継続・廃止
22					新規・継続・廃止
23					新規・継続・廃止
24					新規・継続・廃止
25					新規・継続・廃止
26					新規・継続・廃止
27					新規・継続・廃止



【車両情報に登録】

5. 環境保全措置の概要

(1) 運搬に際し講ずる措置

・飛散対策

・悪臭対策

・その他

(2) 積替保管施設において講ずる措置

(3) その他

運搬車両の写真

自動車登録番号又は車両番号			
前 面 写 真	<p>注意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 車両の前面（真正面）を撮影すること。 （トレーラーは後方） ・ ナンバープレートが確認できること。 		
側 面 写 真	<p>注意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 車両の側面（真横）を撮影すること。 ・ 名称等の車体の表示が確認できること。 <p>〔 既に許可を有している場合には所定の事項（「産業廃棄物収集運搬車」、「会社名（事業者名）」、「許可番号」）が表示されていること。 車体の表示が読み取れない場合には、表示部分を拡大した写真も添付すること。 〕</p>		
	<table border="1"> <tr> <td>撮 影</td> <td>年 月 日</td> </tr> </table>	撮 影	年 月 日
撮 影	年 月 日		

(留意事項)

- 1 申請日前3月以内に撮影されたカラー写真（縦横倍率が変更されていないもの）であること。
- 2 前面及び側面を撮影した写真に代えて、斜め前方及び斜め後方を撮影した写真とすることもできる。
- 3 ナンバープレートが明確に確認できる写真であること。

収集容器等の写真

運搬容器等の名称		用途	
<p>注意事項</p> <p>・ 容器の全体が写るように撮影すること。</p>			
			撮 影 年 月 日
運搬容器等の名称		用途	
<p>注意事項</p> <p>・ 容器の全体が写るように撮影すること。</p>			
			撮 影 年 月 日

（留意事項）

- 1 申請日前3月以内に撮影されたカラー写真（縦横倍率が変更されていないもの）であること。
- 2 収納容器等の全容が明確に確認できる写真であることとし、内部の撮影が可能なものについては、その写真も添付すること。

〔収運業〕様式第6号の2（第8面）

事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法		
内 訳	金 額 （ 千 円 ）	
事業の開始に要する 資金の総額		
土地		
事務所		
収集運搬車両		
積替保管施設		
調 達 方 法	自 己 資 金	
	借 入 金	
	(借入先名)	
	そ の 他	
	増 資	
備考 内訳欄の事項については、事業計画に応じて適宜変更すること。		

〔収運業〕様式第6号の2（第9面）

資 産 に 関 す る 調 書（個人用）

年 月 日現在

資産の種別	内 訳	数 量	価格、金額（千円）
現金預金			
有価証券			
未収入金			
売掛金			
受取手形			
土地			
建物			
備品			
車両			
その他			

資 産 計

負債の種別	内 訳	数 量	価格、金額（千円）
長期借入金			
短期借入金			
未払金			
預り金			
前受金			
買掛金			
支払手形			
その他			

負 債 計

誓約書

申請者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第5項第2号イからへに該当しない者であることを誓約します。

年 月 日

栃木県知事 様

申請者

住 所

氏 名

（法人にあつては名称及び代表者の氏名）

今 後 5 年 間 の 収 支 計 画

1 債務超過又は損失が生じている理由

2 今後の改善計画

3 収支計画

(単位：円・千円・百万円) (いずれかに○)

会計年度	期	期	期	期	期
項目	～	～	～	～	～
売上高					
売上原価					
売上総利益					
販売費及び一般管理費					
営業利益					
営業外収益					
営業外費用					
経常利益					
特別利益					
特別損失					
税引前当期利益					
法人税等充当額					
当期利益					

※新設法人等で3年間の決算実績がないため本計画書を提出する場合は、1及び2は記入する必要はありません。(ただし、直前の事業年度の当期純利益又は直前2年の事業年度の当期純利益の平均がいずれかマイナス(損失)となっている場合は、記入が必要です。)

〔収運業〕 PCB別紙1

業務に直接従事する者が十分な知識及び技能を有することを示す書類

(留意事項)

技能を有することを示す書類としては、「PCB廃棄物収集・運搬ガイドライン」(環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部決定) 2. 4に掲げる「携行書類」及び同ガイドライン5. 2に掲げる「緊急時対応マニュアル」を添付すること。

連絡設備、連絡体制及び応急措置設備に関する書類

(1) 随時必要な連絡が取れる連絡設備等の概要を記載した書類

(2) 事故時における応急措置設備等の概要を記載した書類

(3) 緊急時、事故時等での関係者への連絡体制図

車輛の種類毎に「PCB」の文字が表示された写真

自動車登録番号（車両番号）	
前部・後部・側面	写真貼付位置
前部・後部・側面	
前部・後部・側面	写真貼付位置

（留意事項）

- 1 申請日前3月以内に撮影されたカラー写真（縦横倍率が変更されていないもの）であること。
- 2 車輛の種類毎に、表示された「PCB」の文字を接写した写真であること。
- 3 「PCB」の文字の表示については、脱着式のもので可であること。
- 4 前部、後部、側面いずれかのうち2ヶ所撮影すること。ただし、左右の両側面に同じく記載等されている場合は1枚の写真のみでよいとする。

〔収運業〕 PCB別紙4

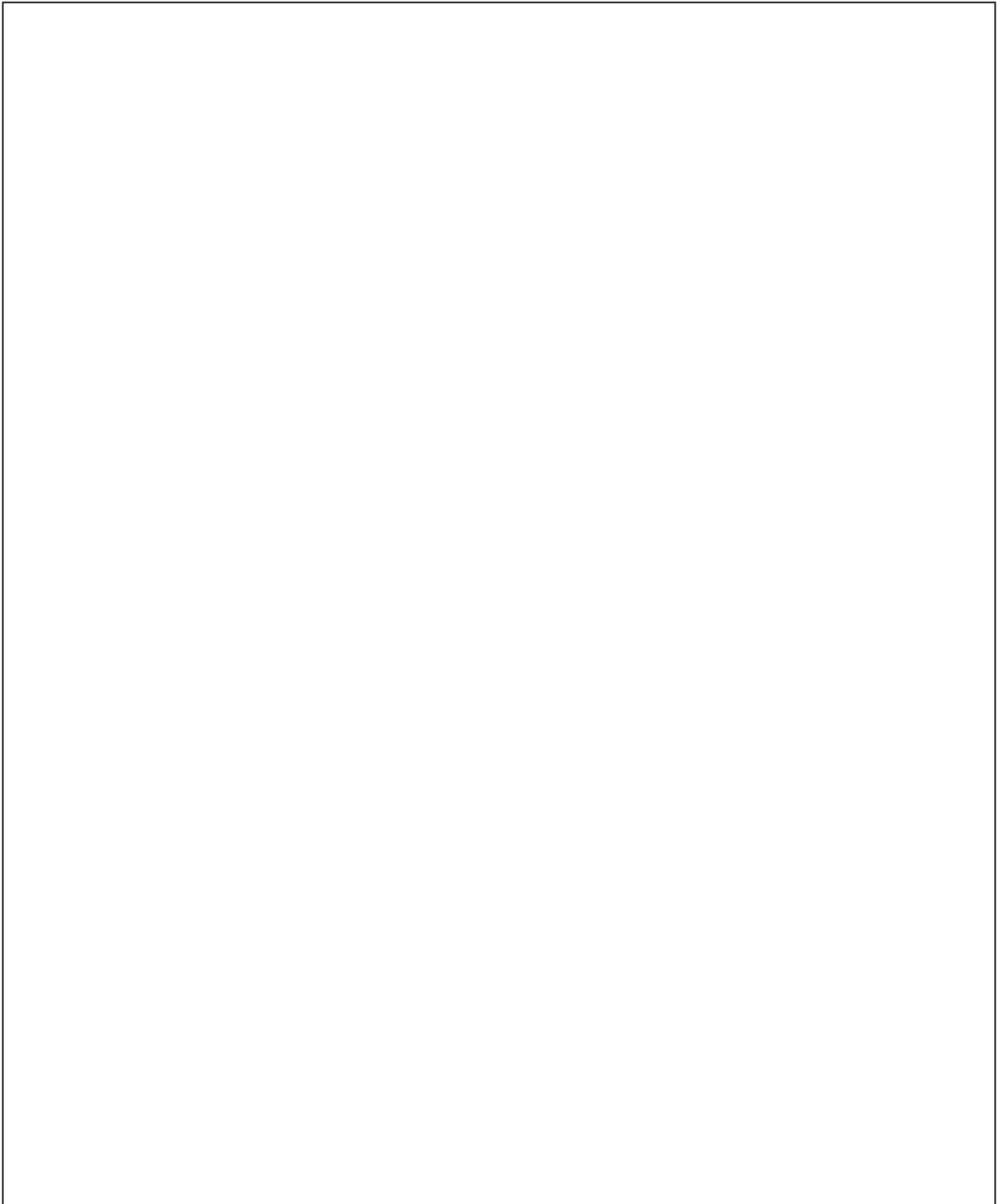
運搬容器に「PCB」の文字及びPCB廃棄物の種類を表示した写真

運搬容器の名称	
収納（運搬）する PCB廃棄物の種類	
<p>写真貼付位置 (容器の種類ごとに構造図を添付)</p>	
<p>写真貼付位置 (容器の種類ごとに構造図を添付)</p>	

(留意事項)

- 1 申請日前3月以内に撮影されたカラー写真（縦横倍率が変更されていないもの）であること。
- 2 「PCB」の文字及びPCB廃棄物の種類を表示した運搬容器を当該運搬容器の種類毎に撮影した写真であること。
- 3 中型容器及び大型金属容器については、2ヶ所以上にされている表示をそれぞれ撮影すること。
- 4 容器の種類毎に構造図を添付すること。

安全管理の体制を記載した組織図



(留意事項)

- 1 組織図には、安全管理責任者及び運行管理責任者それぞれの氏名を明示すること。

様式第 16 号（第 10 条の 22 関係）

（第 1 面）

特別管理産業廃棄物処理業の事業範囲変更許可申請書

年 月 日

栃木県知事 様

【事業者情報に登録】
※1 押印された受付印の日付により受付年月日を入力

【事業者情報に登録】
※2 メールアドレスが記載されていればメールアドレスも入力

申請者
 〒
 住 所
 氏 名
 （法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 ()
 F A X ()

※1

※2

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 14 条の 5 第 1 項の規定により、特別管理産業廃棄物収集運搬業の事業範囲の変更の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

許可の年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
収集運搬業・処分業の区分	収集運搬業
許可に係る事業の範囲（収集運搬業にあつては、取り扱う特別管理産業廃棄物の種類及び積替え又は保管を行うかどうか、処分業にあつては、処分の方法ごとに区分して取り扱う特別管理産業廃棄物の種類を記載すること。）	【事業者情報に登録】 ※2 行政書士や担当者情報が記載されていれば入力
変 更 の 内 容	
変 更 理 由	
変更に係る事業の用に供する施設の種類、数量、設置場所、設置年月日、処理能力（最終処分場の場合には埋立地の面積及び埋立容量）、許可年月日及び許可番号（産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合に限る。）	
変更に係る事業の用に供する施設の処理方式、構造及び設備の概要	
※ 事 務 処 理 欄	

栃木県収入証紙貼付欄

- 申請手数料は、申請の種類に応じて次表のとおりです。

	変更許可申請
特別管理産業廃棄物収集運搬業	72,000円

- 申請の種類に応じて必要な手数料分の「栃木県収入証紙」又は「POSレジから出力されたレシート」を下記の枠内に貼付してください。

※ はがれないように、しっかりと糊付けしてください。

参考：POSレジコード

<特別管理産業廃棄物収集運搬業許可申請手数料(変更許可)>



発行済株式総数の 100 分の 5 以上の株式を有する株主又は出資の額の 100 分の 5 以上の額に相当する出資をしている者（申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者がいるとき）

発行済株式の 総数	株		出資の額	
(ふりがな) 氏名又は名称	生年月日	保有する株式の数 又は出資の金額 割合	本 住	籍 所

令第 6 条の 10 に規定する使用人（申請者に当該使用人がある場合）

(ふりがな) 氏名	生年月日	役職名・呼称	本 住	籍 所

備考

- 1 ※欄は記入しないこと。
- 2 「法定代理人」の欄から「令第 6 条の 10 に規定する使用人」までの各欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
- 3 「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。
- 4 都道府県知事が定める部数を提出すること。

※手数料欄

〔収運業〕（特管別表1）

特別管理産業廃棄物収集運搬業における事業の範囲

種類	取扱いの有無
廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類）	
廃酸（pH2.0以下のもの）	
廃アルカリ（pH12.5以上のもの）	
感染性産業廃棄物	
廃ポリ塩化ビフェニル等	
ポリ塩化ビフェニル汚染物	
ポリ塩化ビフェニル処理物	
廃水銀等	
廃水銀等処理物	
指定下水汚泥	
廃石綿等	
鋳さい *	
ばいじん *	
燃え殻 *	
廃油（特定有害） *	
汚泥 *	
廃酸（特定有害） *	
廃アルカリ（特定有害） *	

【事業範囲情報に登録】

（取り扱う有害物質の種類は、特管別表2のとおり）

《記載方法》

【新規申請・更新申請の場合】

- ・取り扱う特別管理産業廃棄物の種類について、「取扱いの有無」欄に○印を付けてください。
- ・*印の特別管理産業廃棄物を取り扱う場合は、『特管別表2』に有害物質の種類を記載の上、本書とともに提出してください。

【変更許可申請の場合】

- ・「取扱いの有無」欄に、既に許可を取得している特別管理産業廃棄物には◎印を付け、今回の申請で追加するものに○印を付けてください。
- ・*印の特別管理産業廃棄物を取り扱う場合は、『特管別表2』に有害物質の種類を記載の上、本書とともに提出してください。
(今回の申請で変更がない場合も、審査に必要なので提出してください。)

[収運業] (特管別表2)

特別管理産業廃棄物収集運搬業における事業の範囲 (有害物質の種類等)

区分	有害物質の種類																							
	水銀又はその化合物	カドミウム又はその化合物	鉛又はその化合物	有機磷化合物	六価クロム化合物	砒素又はその化合物	シアン化合物	PCB	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	ジクロロメタン	四塩化炭素	一・二・ジクロロエタン	一・一・ジクロロエチレン	シス-一・二・ジクロロエチレン	一・一・トリクロロエタン	一・二・トリクロロエタン	一・三・ジクロロプロペン	チオベンカルブ	ベンゼン	セレン又はその化合物	一・四・ジオキサン	ダイオキシン類	
取り扱う特別管理産業廃棄物																								
鉱さい																								
ばいじん																								
燃え殻																								
廃油																								
汚泥																								
廃酸																								
廃アルカリ																								

《記載方法》

【新規申請・更新申請の場合】

・『特管別表1』で○印を付けた特別管理産業廃棄物の種類のうち、取り扱う有害物質の種類に○印を付けてください。

【変更許可申請の場合】

・『特管別表1』で○印を付けた特別管理産業廃棄物の種類のうち、既に許可を取得している有害物質の種類には◎印を付け、今回の申請で追加するものに○印を付けてください。

(注) 斜線になっている有害物質の取扱いがある場合には、具体的な製品名、排出事業場等について、『様式第6号の2 (第1面) 事業計画の概要を記載した書類』の「2. 取り扱う産業廃棄物 (特別管理産業廃棄物) の種類及び運搬量等」欄に記載してください。(内容を説明する書類等の提出を求める場合があります。)

〔収運業〕様式第6号の2（第1面）

事業計画の概要を記載した書類

1. 事業の全体計画（変更許可申請時には変更部分を明確にして記載すること）

2. 取り扱う産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）の種類及び運搬量等

	(特別管理) 産業廃棄物 の種類	運搬量 (t/月又 はm ³ /月)	性 状	予定排出事業場の 名称及び所在地	積替え又は保 管を行う場合 には積替え又 は保管場所の 所在地	予定運搬先の名称及び 所在地（処分場の名称及び 所在地)
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						

備考 ① 取り扱う（特別管理）産業廃棄物の種類ごとに記載すること。
 ② 石綿含有産業廃棄物、水銀含有ばいじん等、水銀使用製品産業廃棄物を含むものについては、その旨を明記し、予定運搬先については、各運搬先を記載すること。

〔収運業〕様式第6号の2（第1面）（続き）

2. 取り扱う産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）の種類及び運搬量等

	(特別管理) 産業廃棄物 の種類	運搬量 (t/月又 はm ³ /月)	性 状	予定排出事業場の 名称及び所在地	積替え又は保 管を行う場合 には積替え又 は保管場所の 所在地	予定運搬先の名称及び 所在地（処分場の名称及び 所在地）
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						

〔収運業〕様式第6号の2（第2面）

3. 運搬施設の概要					
(1) 運搬車両一覧					
	車両の形状	自動車登録番号 又は車両番号	最大積載量 (Kg)	所有者又は使用者	備 考
1					新規・継続・廃止
2					新規・継続・廃止
3					新規・継続・廃止
4					新規・継続・廃止
5					新規・継続・廃止
6					新規・継続・廃止
7					新規・継続・廃止
8					新規・継続・廃止
9					新規・継続・廃止
10					新規・継続・廃止
事務所の所在地					
駐車場の所在地		※付近の見取図を添付すること。			
(2) その他の運搬施設の概要					
運搬容器等の名称	用 途	容 量	備 考		

〔収運業〕様式第6号の2（第2面）（続き）

(1)運搬車両一覧

	車両の形状	自動車登録番号 又は車両番号	最大積載量 (kg)	所有者又は使用者	備 考
11					新規・継続・廃止
12					新規・継続・廃止
13					新規・継続・廃止
14					新規・継続・廃止
15					新規・継続・廃止
16					新規・継続・廃止
17					新規・継続・廃止
18					新規・継続・廃止
19					新規・継続・廃止
20					新規・継続・廃止
21					新規・継続・廃止
22					新規・継続・廃止
23					新規・継続・廃止
24					新規・継続・廃止
25					新規・継続・廃止
26					新規・継続・廃止
27					新規・継続・廃止

5. 環境保全措置の概要

(1) 運搬に際し講ずる措置

・飛散対策

・悪臭対策

・その他

(2) 積替保管施設において講ずる措置

(3) その他

収集容器等の写真

運搬容器等の名称		用途	
<p>注意事項</p> <p>・ 容器の全体が写るように撮影すること。</p>			
		撮 影	年 月 日
運搬容器等の名称		用途	
<p>注意事項</p> <p>・ 容器の全体が写るように撮影すること。</p>			
		撮 影	年 月 日

（留意事項）

- 1 申請日前3月以内に撮影されたカラー写真（縦横倍率が変更されていないもの）であること。
- 2 収納容器等の全容が明確に確認できる写真であることとし、内部の撮影が可能なものについては、その写真も添付すること。

〔収運業〕様式第6号の2（第8面）

事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法		
内 訳	金 額 （ 千 円 ）	
事業の開始に要する 資金の総額		
土 地		
事 務 所		
収 集 運 搬 車 両		
積 替 保 管 施 設		
調 達 方 法	自 己 資 金	
	借 入 金	
	(借入先名)	
	そ の 他	
	増 資	
備考 内訳欄の事項については、事業計画に応じて適宜変更すること。		

〔収運業〕様式第6号の2（第9面）

資 産 に 関 す る 調 書（個人用）

年 月 日現在

資産の種別	内 訳	数 量	価格、金額（千円）
現金預金			
有価証券			
未収入金			
売掛金			
受取手形			
土地			
建物			
備品			
車両			
その他			
資 産 計			
負債の種別	内 訳	数 量	価格、金額（千円）
長期借入金			
短期借入金			
未払金			
預り金			
前受金			
買掛金			
支払手形			
その他			
負 債 計			

誓約書

申請者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第5項第2号イからへに該当しない者であることを誓約します。

年 月 日

栃木県知事 様

申請者

住 所

氏 名

（法人にあつては名称及び代表者の氏名）

今 後 5 年 間 の 収 支 計 画

1 債務超過又は損失が生じている理由

2 今後の改善計画

3 収支計画

(単位：円・千円・百万円) (いずれかに○)

会計年度	期	期	期	期	期
項目	～	～	～	～	～
売上高					
売上原価					
売上総利益					
販売費及び一般管理費					
営業利益					
営業外収益					
営業外費用					
経常利益					
特別利益					
特別損失					
税引前当期利益					
法人税等充当額					
当期利益					

※新設法人等で3年間の決算実績がないため本計画書を提出する場合は、1及び2は記入する必要はありません。(ただし、直前の事業年度の当期純利益又は直前2年の事業年度の当期純利益の平均がいずれかマイナス(損失)となっている場合は、記入が必要です。)

〔収運業〕 PCB別紙1

業務に直接従事する者が十分な知識及び技能を有することを示す書類

(留意事項)

技能を有することを示す書類としては、「PCB廃棄物収集・運搬ガイドライン」(環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部決定) 2. 4に掲げる「携行書類」及び同ガイドライン5. 2に掲げる「緊急時対応マニュアル」を添付すること。

連絡設備、連絡体制及び応急措置設備に関する書類

(1) 随時必要な連絡が取れる連絡設備等の概要を記載した書類

(2) 事故時における応急措置設備等の概要を記載した書類

(3) 緊急時、事故時等での関係者への連絡体制図

車輛の種類毎に「PCB」の文字が表示された写真

自動車登録番号（車両番号）	
前部・後部・側面	写真貼付位置
前部・後部・側面	
	写真貼付位置

（留意事項）

- 1 申請日前3月以内に撮影されたカラー写真（縦横倍率が変更されていないもの）であること。
- 2 車輛の種類毎に、表示された「PCB」の文字を接写した写真であること。
- 3 「PCB」の文字の表示については、脱着式のもので可であること。
- 4 前部、後部、側面いずれかのうち2ヶ所撮影すること。ただし、左右の両側面に同じく記載等されている場合は1枚の写真のみでよいとする。

〔収運業〕 PCB別紙4

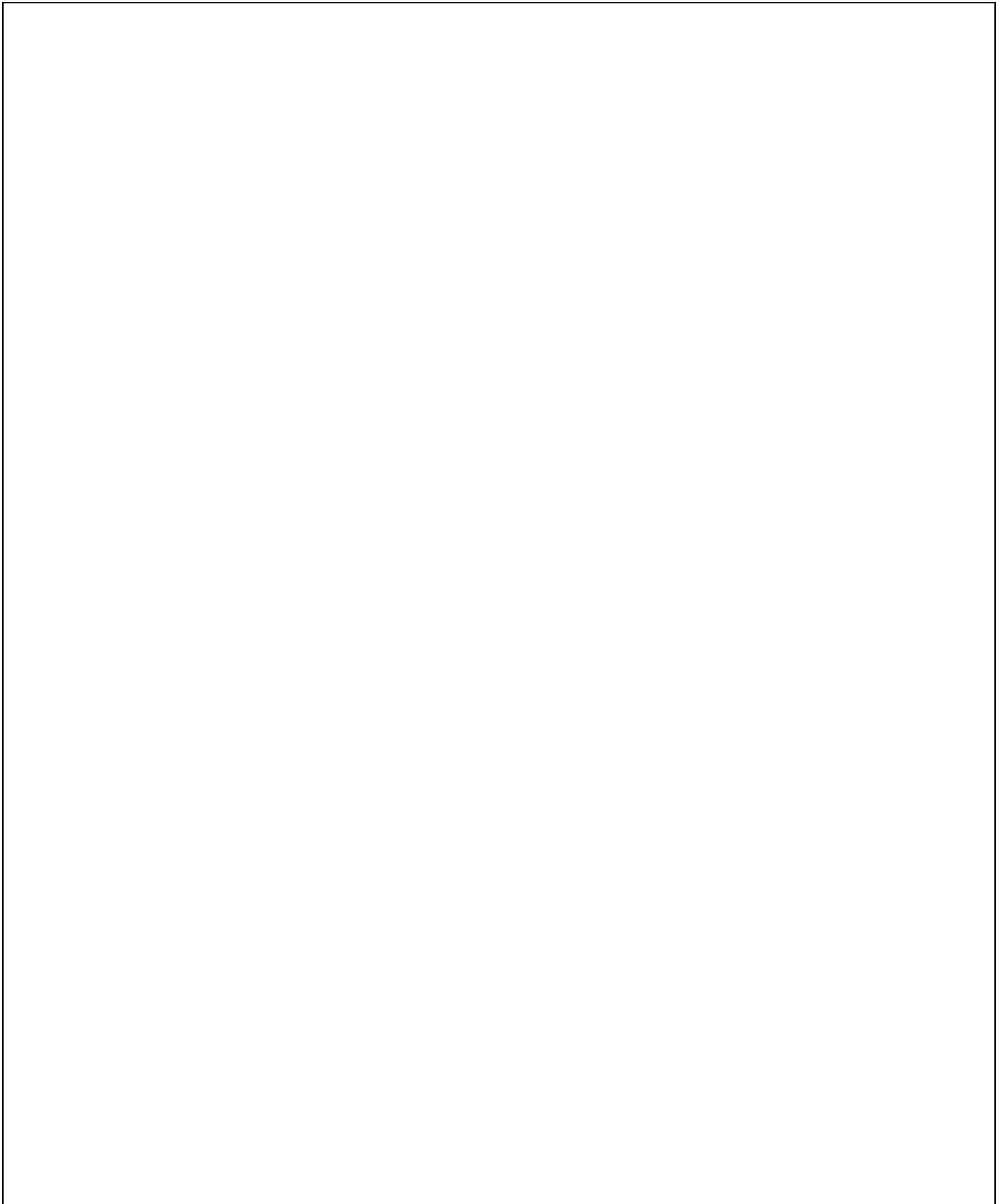
運搬容器に「PCB」の文字及びPCB廃棄物の種類を表示した写真

運搬容器の名称	
収納（運搬）する PCB廃棄物の種類	
<p>写真貼付位置 (容器の種類ごとに構造図を添付)</p>	
<p>写真貼付位置 (容器の種類ごとに構造図を添付)</p>	

(留意事項)

- 1 申請日前3月以内に撮影されたカラー写真（縦横倍率が変更されていないもの）であること。
- 2 「PCB」の文字及びPCB廃棄物の種類を表示した運搬容器を当該運搬容器の種類毎に撮影した写真であること。
- 3 中型容器及び大型金属容器については、2ヶ所以上にされている表示をそれぞれ撮影すること。
- 4 容器の種類毎に構造図を添付すること。

安全管理の体制を記載した組織図



(留意事項)

- 1 組織図には、安全管理責任者及び運行管理責任者それぞれの氏名を明示すること。

【帳票サンプル7】 産業廃棄物収取運搬業変更届出書

< 変更届における入力内容は、既に登録されている情報との差分のみです >

様式第 11 号 (第 10 条の 10 関係)

産業廃棄物処理業 廃止 届出書 変更		【事業者情報に登録】 メールアドレスが記載されて いればメールアドレスも入力 年 月 日
栃木県知事 様	【事業者情報に登録】 1 押印された受付 印の日付により受付年 月日を入力	【事業者情報に登録】 2 行政書士や担当者情報が 記載されていれば入力
1	届出者 〒 住 所 氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号 () F A X ()	2
年 月 日付け第	号で許可を受けた産業廃棄物処理業に係る	
以下の事項について 廃止 したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 14 条の 2 第 3 項において 変更 準用する同法第 7 条の 2 第 3 項の規定により、関係書類等を添えて届け出ます。		
	新	旧
廃止した事業又は 変更した事項の内 容 (規則第 10 条の 10 第 1 項第 2 号に 掲げる事項を除 く。)		
変更した事項の内容 (規則第 10 条の 10 第 1 項第 2 号に掲げる事項)		
(変更内容が法人に係るものである場合) ※法定代理人、株主及び出資をしている者の変更		
(ふりがな) 名 称	(ふりがな) 住 所	
(変更内容が個人に係るものである場合) ※法定代理人、役員 (法定代理人が法人である場合の当該法人の役員を含む)、株主、出資をしている者及び使用人の変更		
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 籍
	役職名・呼称	住 所 (ふりがな)
廃止又は変更の 理由		
備考		
1 この届出書は、廃止又は変更の日から 10 日 (法人で規則第 10 条の 10 第 3 項第 1 号又は第 2 号の規定により登記事項証明書 を添付すべき場合にあっては、30 日) 以内に提出すること。		
2 各欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、この様式の例により作成 した書面を添付すること。		

「石綿含有産業廃棄物(汚泥)に係る申出」

収集運搬業者名	
記入者名 (担当者もしくは行政書士名)	

意向確認(該当するほうに○)

ア. 石綿含有産業廃棄物(汚泥)は取り扱いしません。

【事業範囲情報に登録】

イ. 石綿含有産業廃棄物(汚泥)を取扱います。

収集運搬にあたっては、耐水性のプラスチック袋等により二重でこん包を行うなど、飛散防止のために必要な措置を講じた上で収集運搬します。

※石綿含有産業廃棄物(汚泥)の例: 石綿含有仕上塗材の除去工事で発生する泥状の除去物

「水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等に係る申出」

収集運搬業者名	
記入者名 (担当者もしくは行政書士名)	

1 意向確認(該当するほうに○)

ア. 水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等は取り扱いませぬ。

イ. 平成29年10月1日以前から、下の表で○をつけた水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等の取扱い実績があり、引き続き取り扱います。
収集運搬にあたっては、処理基準を遵守し、破砕はせず、他の廃棄物と混合することのないように区分して収集運搬します。

2 平成29年10月1日以前から、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等の取扱い実績があり、引き続き取り扱うものの欄に○を記入。

【事業範囲情報に登録】

	水銀使用製品産業廃棄物	水銀含有ばいじん等
燃え殻		
汚泥		
廃油		
廃酸		
廃アルカリ		
廃プラスチック		
金属くず		
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず		
鉱さい		
ばいじん		

(参考様式)

役員の新旧対照表

新		旧	
(ふりがな) 氏名	役職名・呼称	(ふりがな) 氏名	役職名・呼称

【役員情報に登録】
ただし旧は退任
チェックのみ

〔収運業〕様式第6号の2（第2面）

3. 運搬施設の概要					
(1) 運搬車両一覧					
	車両の形状	自動車登録番号 又は車両番号	最大積載量 (Kg)	所有者又は使用者	備 考
1					新規・継続・廃止
2					新規・継続・廃止
3					新規・継続・廃止
4					新規・継続・廃止
5					新規・継続・廃止
6					新規・継続・廃止
7					新規・継続・廃止
8					新規・継続・廃止
9					新規・継続・廃止
10					新規・継続・廃止
事務所の所在地	 <div style="border: 1px solid red; padding: 2px; display: inline-block;">【車両情報に登録】</div>				
駐車場の所在地	※付近の見取図を添付すること。				
(2) その他の運搬施設の概要					
運搬容器等の名称	用 途	容 量	備 考		

〔収運業〕様式第6号の2（第2面）（続き）

(1) 運搬車両一覧

	車両の形状	自動車登録番号 又は車両番号	最大積載量 (Kg)	所有者又は使用者	備 考
11					新規・継続・廃止
12					新規・継続・廃止
13					新規・継続・廃止
14					新規・継続・廃止
15					新規・継続・廃止
16					新規・継続・廃止
17					新規・継続・廃止
18					新規・継続・廃止
19					新規・継続・廃止
20					新規・継続・廃止
21					新規・継続・廃止
22					新規・継続・廃止
23					新規・継続・廃止
24					新規・継続・廃止
25					新規・継続・廃止
26					新規・継続・廃止
27					新規・継続・廃止

↑
【車両情報に登録】

誓約書

申請者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第5項第2号イからへに該当しない者であることを誓約します。

年 月 日

栃木県知事 様

申請者

住 所

氏 名

(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

(参考様式)

役員の新旧対照表

新		旧	
(ふりがな) 氏名	役職名・呼称	(ふりがな) 氏名	役職名・呼称

【役員情報に登録】
ただし旧は退任
チェックのみ

〔収運業〕様式第6号の2（第2面）

3. 運搬施設の概要					
(1) 運搬車両一覧					
	車両の形状	自動車登録番号 又は車両番号	最大積載量 (Kg)	所有者又は使用者	備 考
1					新規・継続・廃止
2					新規・継続・廃止
3					新規・継続・廃止
4					新規・継続・廃止
5					新規・継続・廃止
6					新規・継続・廃止
7					新規・継続・廃止
8					新規・継続・廃止
9					新規・継続・廃止
10					新規・継続・廃止
事務所の所在地	<div style="border: 1px solid red; padding: 2px; display: inline-block;">【車両情報に登録】</div>				
駐車場の所在地	※付近の見取図を添付すること。				
(2) その他の運搬施設の概要					
運搬容器等の名称	用 途	容 量	備 考		

〔収運業〕様式第6号の2（第2面）（続き）

(1) 運搬車両一覧

	車両の形状	自動車登録番号 又は車両番号	最大積載量 (Kg)	所有者又は使用者	備 考
11					新規・継続・廃止
12					新規・継続・廃止
13					新規・継続・廃止
14					新規・継続・廃止
15					新規・継続・廃止
16					新規・継続・廃止
17					新規・継続・廃止
18					新規・継続・廃止
19					新規・継続・廃止
20					新規・継続・廃止
21					新規・継続・廃止
22					新規・継続・廃止
23					新規・継続・廃止
24					新規・継続・廃止
25					新規・継続・廃止
26					新規・継続・廃止
27					新規・継続・廃止

【車両情報に登録】

誓 約 書

申請者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第5項第2号イからへに該当しない者であることを誓約します。

年 月 日

栃木県知事 様

申請者

住 所

氏 名

(法人にあつては名称及び代表者の氏名)